○大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、伝統工芸品産業の振興を図り、もって市民生活に豊かさ及び潤いを与えるとともに、地域経済の発展に寄与するため、本市にゆかりのある伝統工芸品産業の事業者が市内に工場等（工場及び研究所をいう。ただし、物流施設、倉庫、事務所等製造又は研究開発機能を有さない部分が過半を占めるものを除く。以下同じ。）を設置し、及び操業する場合に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市伝統工芸品産業立地補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和４６年大府市規則第７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　本市にゆかりのあるものと市長が認める伝統工芸品産業の事業者であること。

⑵　過去に同一の工場等の同一事業においてこの補助金の交付を受けていないこと。

⑶　同一の工場等の同一事業において、大府市産業立地促進条例（平成１７年大府市条例第４１号）第３条第１項に定める奨励措置並びに大府市企業再投資促進補助金、大府市小規模事業者再投資促進補助金及び大府市空き店舗等利活用補助金の交付を受けていないこと。

⑷　市税を滞納していないこと。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。

　（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において、本市にゆかりのあるものと市長が認める伝統工芸品を製造するための工場等として既存の建物を改修し、当該工場等において当該伝統工芸品を製造する事業で、５年以上継続して行われることが見込まれるものとする。

（補助金の区分等）

第４条　補助金の区分、補助対象経費、補助率、補助限度額、補助回数及び補助期間は、別表に定めるとおりとする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に１,０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

　（認定の申請及び決定）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業認定申請書（第１号様式）に必要な書類を添えて、工場等の改修に着手する日の前日までに市長に提出し、その認定を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助対象事業（認定・変更認定）通知書（第２号様式）により、適当でないと認めたときは補助対象事業（不認定・取消）通知書（第３号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（認定の変更等）

第６条　前条第２項の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに、補助対象事業（変更・中止）認定申請書（第４号様式）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、かつ、補助金の額の変更を伴わないものについては、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、前条第２項の例により、認定事業者に通知するものとする。

　（認定の取消し）

第７条　市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消し、補助対象事業（不認定・取消）通知書により、当該認定事業者に通知するものとする。

⑴　認定（前条第１項の規定による変更の認定を含む。）を受けた補助対象事業の内容に著しい変更があったとき。

⑵　補助対象事業に係る工場等の操業を開始した日から第１２条の規定による決定の日までに当該工場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。

⑶　第２条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。

⑷　虚偽その他不正な手段により、認定を受けたことが明らかになったとき。

 ⑸　市との信頼関係が著しく損なわれ、又は社会的に非難されるべき行為を行ったとき。

⑹　前各号に定めるもののほか、市長が不適当であると認めたとき。

（届出）

第８条　認定事業者は、工場等の改修に着手し、又は完了したときは、速やかに、工場等の改修（着手・完了）届（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

２　認定事業者は、当該工場等の操業を開始し、休止し、又は廃止したときは、速やかに、工場等の操業（開始・休止・廃止）届（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第９条　認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第１０条　前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助対象事業を承継し、かつ、当該補助対象事業が継続して行われる場合に限り、当該補助対象事業を承継する者は、市長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

２　前項の規定により、認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに、承継承認申請書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、承継承認決定通知書（第８号様式）により、当該地位を承継しようとする者に通知するものとする。

（交付申請）

第１１条　認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第９号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

２　前項の規定による申請は、初期投資費用補助にあっては当該支払完了後３０日以内に、工場等賃借料補助にあっては３か月分の賃借料の支払完了後３０日以内に行わなければならない。

（交付決定及び通知）

第１２条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書（第１０号様式）により、当該認定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１３条　前条の規定による通知を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに、補助金交付請求書（第１１号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第１４条　市長は、前条の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第１５条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

⑴　補助対象事業に係る工場等の操業を開始した日から５年以内に当該工場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。

⑵　第７条第３号から第５号までの規定に該当したとき。

⑶　前２号に定めるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第５条第１項又は第６条第１項の規定による認定を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 | 補助回数又は補助期間 |
| 初期投資費用補助 | 工場等の営業部分に係る改修費（消費税相当額を除く。）、工場等の賃貸借契約に係る保証金・礼金 | （市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合）３／５以内 | ５００万円 | １回 |
| （上記以外の場合）１／５以内 |
| 工場等賃借料補助 | 工場等の賃借料（消費税相当額を除く。） | １／２以内 | ３０万円／月 | ５年間（操業を開始した日の属する月から起算） |